

施工体制台帳の作成等について（お知らせ）

飛騨市役所総務部財政課

建設業法等の一部を改正する法律により平成27年4月1日から、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出範囲が拡大され、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられました。飛騨市においても下請契約を締結するすべての建設工事において、施工体制台帳の作成及び提出が必要となります。